

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

平成 26 年 9 月 2 日
産 業 廃 棄 物 課

1 産業廃棄物税制度の経緯

本県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきた。

平成 14 年 12 月 25 日の環境審議会において「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例について」の答申がなされた際、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけでなく市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法の導入について検討する必要があるとの提言がなされた。

それを受け、平成 15 年 5 月に県で設置した「産業廃棄物税等の経済的手法のあり方検討会」やその後の環境審議会等での検討を経て、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成 17 年福島県条例第 4 号）が平成 17 年 3 月 25 日に公布、平成 18 年 4 月 1 日から施行され、施行後 5 年目に当たる平成 22 年 12 月 17 日（公布、施行日）に現行制度のまま適用期間が延長されている。

なお、産業廃棄物税は、本県独自に導入された法定外目的税（※）である。

※法定外目的税とは、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税をいう。

2 税制度の概要

ア 目的

- ・産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- ・産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策をより一層推進する。

イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ 税率

1,000 円 / トン

オ 徴収方法

- ・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。
※特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。
- ・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

カ 課税の特例

- ・排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。
- ・排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

キ その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としていない。

3 平成28年度以降の産業廃棄物税のあり方の検討

福島県産業廃棄物税条例の附則において、平成27年度末を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成28年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討をするものである。

4 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成26年6月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

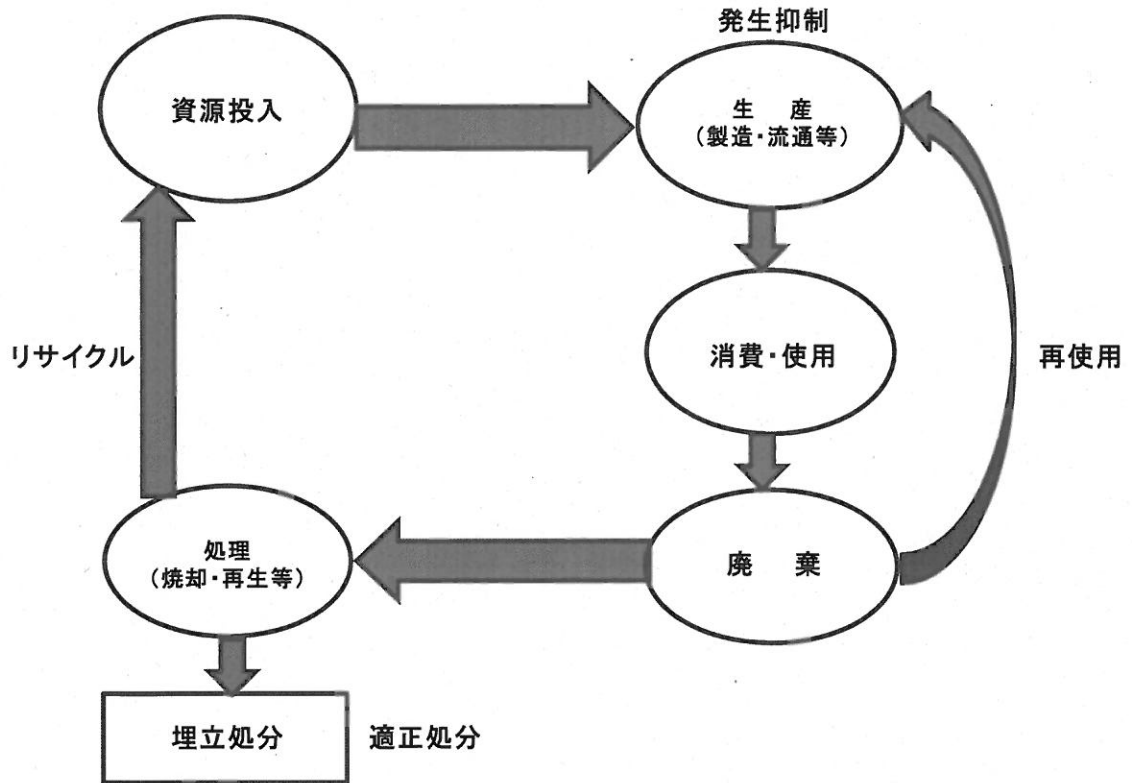
また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量から税額を計算して県に直接申告納付する方式（事業者申告納付方式）を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式（特別徴収方式）を採用している。

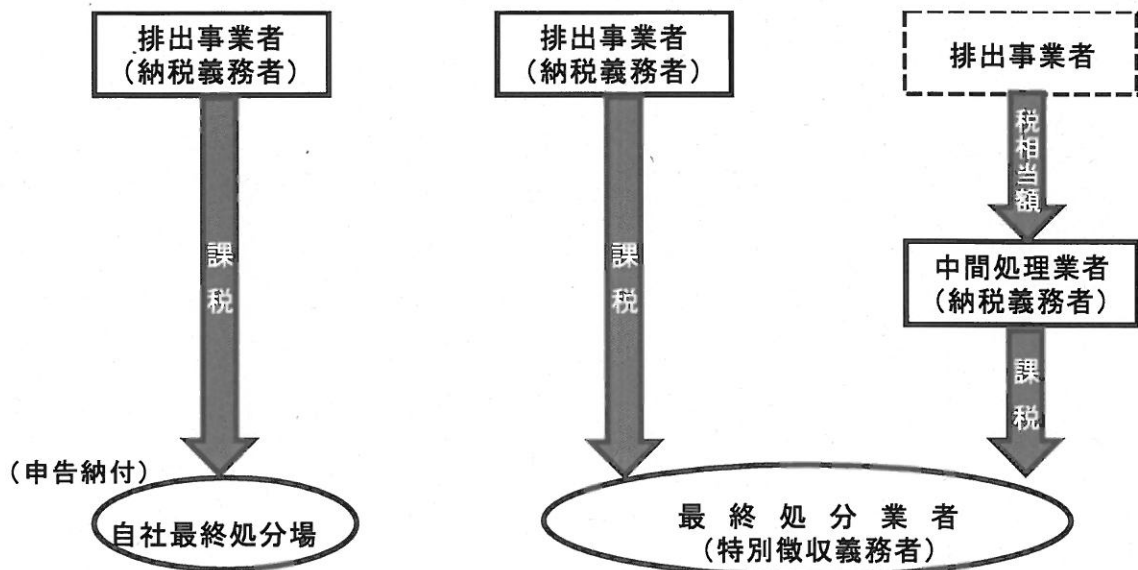
また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり1,000円となっている。

現時点では、見直しを経て、全27道府県が制度を継続している（別紙「他道府県における産業廃棄物税の概要」参照）。

【循環型社会のイメージ】



【税の仕組み図】



他道府県における産業廃棄物税の概要

平成26年6月現在

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/ト)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000ト未満は免税	課税	制度継続
	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
平成15年4月1日	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続
	青森県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
平成16年1月1日	岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/ト	課税	制度継続
	滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500ト未満は免税	課税	制度継続
平成16年4月1日	新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	奈良県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
	宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
平成17年4月1日	京都府	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	鳥根県	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000の焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続
	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000の焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税	課税	制度継続
	宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000の焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続
							徴収猶予の延滞金の免除規定を追加

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式	最終処分場への 搬入※1,000 の焼却施設への 搬入800	産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	制度継続
			焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式		産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		制度継続
			焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式		産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		制度継続
平成18年4月1日	熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	指定副産物(石灰灰に限る)の 埋立処分は税額の1/4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場) は税額の1/4を減免	課税(軽減あり)	制度継続
			最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間 最終処分量が1万t超の部分につ いては課税標準を1/2	課税(軽減あり)	制度継続
			最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	制度継続 課税対象の追加(水面埋立地にある安 定型産業廃棄物の埋立処分場所)
平成18年10月1日	北海道	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場) は、重量の1/4を控除 ・上記に該当し、かつ指定副産物 (石灰灰に限る)の公有水面埋立 区域内への搬入は重量の1/2を 控除	課税(軽減あり)	制度継続
			最終処分業者特別徴収方式		1,000	課税	制度継続
			最終処分業者特別徴収方式		1,000	課税	制度継続
平成19年4月1日	愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t ・他者処分場の設置費用負担者 は750円/t	課税(軽減あり)	制度継続 税率軽減の追加(下線部)

(注)税額の※は減免等があるもの